



熊本県公報

号外 第34号
令和6年(2024年)
6月5日(水)
(毎週 火・金発行)

目次

規則

- 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境保全課) 1
○熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則……………() 1

規則

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年6月5日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第22号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第18条第12号を次のように改める。

(12) 大腸菌数

別表第10中「亜鉛含有量
(単位 1リットルにつきミリグラム) 5」を「亜鉛含有量
(単位 1リットルにつきミリグラム) 2」に、「大腸菌群数
(単位 1立方センチメートルにつき個) 日間平均

3,000」を「大腸菌数
(単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位) 日間平均800」

に改める。

別表第10の2中「大腸菌群数
(単位 1立方センチメートルにつき個) 日間平均3,0

00」を「大腸菌数
(単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位) 日間平均800」に改

める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第10の改正規定(亜鉛含有量の許容限度に係る部分に限る。)は、令和6年7月1日から施行する。

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月5日

熊本県知事 木村 敬

熊本県規則第23号

熊本県地下水保全条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

対象事業場

区分	業種
1 鉱業、採石業、砂利採取業	(1) 金属鉱業 (2) 石炭・亜炭鉱業 (3) 原油・天然ガス鉱業 (4) 採石業、砂・砂利・玉石採取業 (5) 窯業原料用鉱物鉱業 (6) その他の鉱業
2 製造業	(1) 繊維工業 (2) 木材・木製品製造業 (3) パルプ・紙・紙加工品製造業 (4) 印刷・同関連業 (5) 化学工業 (6) 石油製品・石炭製品製造業 (7) プラスチック製品製造業 (8) ゴム製品製造業 (9) なめし革・同製品・毛皮製造業 (10) 窯業・土石製品製造業 (11) 鉄鋼業 (12) 非鉄金属製造業 (13) 金属製品製造業 (14) はん用機械器具製造業 (15) 生産用機械器具製造業 (16) 業務用機械器具製造業 (17) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (18) 電気機械器具製造業 (19) 情報通信機械器具製造業 (20) 輸送用機械器具製造業 (21) その他の製造業
3 卸売業、小売業	(1) 自動車小売業
4 サービス業	(1) 洗濯業(コインランドリー業を含む。) (2) 洗張・染物業 (3) 写真業 (4) 写真プリント、現像・焼付業 (5) 自動車整備業 (6) 機械修理業 (7) 電気機械器具修理業 (8) 商品検査業 (9) 計量証明業 (10) 病院 (11) その他の医療に附帯するサービス業 (12) 保健所 (13) 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く。) (14) 検査業 (15) 高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関(人文科学のみに係るものを除く。) (16) 自然科学研究所 (17) 他に分類されないサービス業(家畜保健衛生所に限る。)
5 公務	(1) 国家公務・地方公務(警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。) (2) 国家公務(動物検疫所、植物防疫所に限る。)
備考	この表に掲げる業種に属する工場又は事業場の区分は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)による。

別表第2 六価クロム化合物の項中「1リットルにつき六価クロム0.04ミリグラム」を「1リットルにつき六価クロム0.01ミリグラム」に改める。

別表第3の1, 1-ジクロロエチレンの項中「1リットルにつき0.02ミリグラム」を「1リットルにつき0.1ミリグラム」に改める。

別表第4 六価クロム化合物の項中「1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム」を「1リットルにつき六価クロム0.02ミリグラム」に改め、同表1, 1-ジクロロエチレンの項中「1リットルにつき0.02ミリグラム」を「1リットルにつき0.1ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定及び別表第4の改正規定（1, 1-ジクロロエチレンの項に係る部分に限る。）は、同年12月1日から施行する。